**ドミニカ共和国の税関規定と必要書類**

**税関規定：**

 ⁃ 税関手続きの際、税関申告書、パスポート、２年以上の海外滞在を証明する書類を提出してください。（お客様の出頭が必要です）

 ⁃ 貨物は港で厳重な税関検査を通ります。

 ⁃ 税関検査で問題が無いと判明したら、貨物の通関手続きの申請が出来ます。

 ⁃ もし貨物の通関手続きを到着日から７日以内に済ませなければ、滞船料を１日につき＄４０(米）を支払わなくてはなりません。

**必要書類：**

 • パスポート

 • 居住ビザとドミニカ共和国の在留カード（有効期限１年）

 • B/L又はAWL（原本）

 • パッキングリスト

 • 婚姻証明書・離婚証明書（該当するならば）

 • 賃貸契約書、水道と電気が通っていることを証明する書類

**ドミニカ人帰国者：**

 • パスポート

 • ２年以上の海外滞在を証明する書類

**輸入に税金のかかる物：**

 • 薬-　医師の処方箋が必要

 • 電化製品-　新品の場合有税

 • 新品家具-　領収書などが必要

 • 家財道具-　追加書類はいりません

**自動車：**

通関手続きの際お客様に税関に出頭して頂く必要があります。１人１代のみ輸入できます。自動車の最低所有期間は１年です。ドミニカ人の場合、自動車の輸入には２年以上の海外滞在の証明が必要です。製造されてから5年以上経っている自動車は輸入できません。

**必要書類：**

 • 権利書（原本）

 • 登録証明書（原本）

 • 購入時の領収書・インボイス（原本）

 • 運転免許証

 • ナンバープレート

 • 居住ビザ